次

目

人事委員会規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規

則の一部を改正する規則

(人事委員会)

_;

外

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

号

平 成三十年 三 月二十四日

人事委員会規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成三十年三月二十四日

岐阜県人事委員会 委員長

廣

瀬

英

=

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規

委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成十四年岐阜県人事

別表条例第二条第一項第一号に該当する公益的法人等の項中「公益財団法人岐阜県教

育文化財団」を 「公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 公益財団法人岐阜県教育文化財団

この規則は、公布の日から施行する。

平成三十年三月二十四日

岐 阜

県

公 報

号 外

毎週

(金曜日)

発行